

平成23年度

事業計画書

社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会

事業計画基本方針

基本方針「地域に必要とされる社協活動の推進」

基本方針を掲げて2年目に入りますが、孤立した子育ての実態、まん延するいじめや虐待の問題、さらには介護問題など様々な社会福祉問題が強く存在し、問題がさらに深刻化しているという実態があります。それが、地域という暮らしの場であらわれているからこそ、課題として認識され、地域福祉施策が強く要請されています。

石狩の各地域では、地区社協活動や自治会などを単位としたふれあい活動など、人と人とのつながりをより豊かにしていく取組みをはじめ、地域社会を大切にはぐくむ活動も進んできました。こうした地域の暮らしの実情をふまえ、石狩市社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを第一の目標にして、地域福祉活動を推進すると同時に、行政と協力・連携しながら石狩市と連携した地域福祉推進のために活動を展開しています。

あらためて地域の実態をみると、地域福祉活動が発展する一方で、孤立した世帯も浮かび上がっています。高齢化が進んでいる地域では介護の問題が深刻になっており、介護保険制度だけでは、高齢者の生活を支えることは困難になっている例が見受けられます。

また、障がい者の支援、子育て支援についても制度の充実はもちろん、地域での支え合いが求められているところです。

これらの社会的背景を捉え、石狩市社会福祉協議会は、地域福祉活動に取り組むことを使命とした公益性の高い社会福祉法人として、地域福祉事業の充実を図るため、第四期地域福祉実践計画（社協）と石狩市第二次地域福祉計画（石狩市）との協働計画である「石狩市地域福祉りんくるプラン」を推進しています。

また、介護保険サービスや指定管理による公共施設等の運営においても、社会福祉協議会が経営（運営）していることを認識し、指定管理施設においても地域に根ざした施設運営を目標として、サービスの質の向上と健全な経営に努めます。

平成23年度は、さらなる地域福祉事業への取り組みに向けて、事業を実施するための体制の見直しを図り、地域に必要とされる社会福祉協議会活動を目指し、各事業を実施します。

事業計画重点項目

1. 経営基盤の確立

補助金や受託金といった公的財源の減少により、経営状況は年々厳しさを増していますが、各事業における、増収並びに経費の節約を徹底するとともに、全職員への意識づけを深め、安定した経営基盤の確立に努めます。

2. 地域福祉計画(実践計画)の推進

地域福祉事業やボランティア活動事業は、社会福祉協議会が使命として実施する事業です。地域福祉事業に係る体制強化、関係職員の資質の向上を図り、平成22年度から始動した「石狩市地域福祉りんくるプラン」を基に、石狩市との連携を図り積極的に地域に出向き、町内会(自治会)、地区社協、民生委員等と協働し、誰もが健康で幸せに暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを進めます。

3. 介護保険事業等経営事業の充実

現在実施している介護保険事業(居宅介護支援事業・通所介護事業・訪問介護事業・特別養護老人ホーム事業(短期入所を含む)・認知症高齢者グループホーム事業)及び自立支援事業(身体障害者生活介護事業)の安定経営を目指し、サービス向上、コンプライアンス確保を徹底します。

また、社会福祉協議会ならではの地域福祉との連携を意識し、質の高いサービス提供の実現に向けて取り組みます。

4. 相談支援体制の充実

長引く不況の影響による失業者の増加等により、生活資金の貸付に関する相談が増加している状況にあります。これら多種多様な課題に対する解決に向け、関係する民生委員や各種制度との良好な連携をはかり、自立を支える相談支援体制の充実に努めます。

平成23年度事業計画

「市民に開かれた社協活動・運営を目指して」

1. 法人運営事業

1-1 理事会・評議員会の運営強化

理事会・評議員会により、法人運営・事業推進の方向性等を決定し、地域福祉を推進する。監査による法人運営の適正化を図る。

- (1) 理事・監事、評議員の円滑な選任
- (2) 三役会議(会長・副会長)の開催
- (3) 理事会の開催
- (4) 評議員会の開催
- (5) 定例監査(税理士)の実施
- (6) 外部監査(委託税理士)の実施

1-2 社協会費と寄付金の理解に向けた取り組みの実施

地域福祉事業を展開する上で社協会費及び寄付金は貴重な自主財源であり、地域福祉事業の目標を明確化し、地域の理解と協力を求め、会員加入の促進を図る。また、企業等にも積極的に協力を働きかける。

- (1) 一般会費 町内会(自治会)長宅を訪問し、会費の理解と協力を要請する。また、未加入の町内会に対し引き続き会員加入の理解と協力を要請する。
- (2) 法人会費 各企業等に文書にて会費の理解と協力を要請する。また、市内外関係企業及び石狩湾新港企業等を訪問し、新規会員の開拓に努める。
- (3) 特別会費 各関係者に文書にて会費の理解と協力を要請する。また、社協広報誌やホームページにおいて新規会員の開拓に努める。
- (4) 施設会費 各施設に文書にて会費の理解と協力を要請する。また、新設施設及び未加入施設に対し訪問し、新規会員の開拓に努める。
- (5) 寄付金 社協広報誌やホームページにおいて寄付の理解と協力を継続的に掲載する。

1-3 社協組織と事務局体制の充実

新たな地域福祉事業着手と、「石狩市地域福祉計画りんくるプラン」の計画期間中に、良好に事業を履行できる体制を整え、研修等の参加及び資格取得等により職員の資質向上を図る。

また、役員、評議員向け研修会への参加を積極的に呼びかける。

- (1) 事務局体制の強化（組織の見直し）
- (2) 役員・評議員向け地域づくり研修会（道社協主催）の案内
- (3) 職員の積極的な研修参加の促進
- (4) 職員の福祉関係資格取得の支援

1-4 東北地方太平洋沖地震等への支援

平成 23 年 3 月 11 日 東北・関東地方は想像・想定をはるかに超える大災害に見舞われ、更にそれを起因とした原子力発電所の事故も相まって、数十万人の方々が避難所での生活をしています。これら国難と呼ぶ状況に対し本会として、地域福祉関係のネットワーク、ボランティア、介護保険事業等それぞれの機能・役割を考えた支援を行います

また、石狩市で避難あるいは新たに生活される被災者も考えられ、石狩市と共同し社協ならではのサポート、かかわりを検討いたします。

「豊かな情報共有を目指して」

2. 企画広報事業

2-1 社協広報「ふれあい」の発行

市内における地域福祉活動をしっかり伝えられる広報をめざし、年 4 回全戸配布を行う。発行時期及び主な掲載内容は次のとおり。

- (1) 5 月号 平成 23 年度事業計画及び予算・他の施設と連携
- (2) 7 月号 平成 22 年度事業報告及び決算・ふれあい広場の周知
- (3) 10 月号 赤い羽根共同募金の周知・福祉大会の周知
- (4) 1 月号 赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金の報告

2-2 ホームページの充実

本会ホームページを充実し更新頻度を高め、タイムリーな情報提供に努める。

- (1) 地域福祉計画のページを新設（概要・状況等掲載）
- (2) トップページデザインの効果を考慮し新鮮さをアピール
- (3) 月 2 回以上に更新頻度を高める
- (4) URL <http://www.ishikari-shakyo.org>

2-3 福祉情報の発信

広報並びにホームページにより、各種福祉制度等のPRを実施する。

- (1) 民生委員活動
- (2) 地域包括支援センター等公的機関
- (3) 成年後見人及び日常生活自立支援事業
- (4) 地域交流事業等地域の主体事業

「地域福祉活動の推進役として」

3. 福祉活動推進事業

3-1 救急情報の活用支援

体調異変などの緊急時に緊急連絡先・主治医等を救急機関に伝える「救急医療情報キット」は概ね全戸に配布されたところですが、転入者・既存で支給を受けていない方等に追加配布を実施する。

- (1) 情報内容：主治医(医療機関)・緊急連絡先、生年月日
- (2) 保管方法：専用容器を冷蔵庫へ保管
- (3) 配布方法：町内会(自治会)と連携し配布
- (4) 周知等：広報等で活用や未配布世帯へ呼びかける。また活用事例を冊子にまとめ周知・理解に役立てる

3-2 ふれあいサロンの設置

世代間の交流を目的に、各世代の方々が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう「石狩市ふれあいサロン事業」を行い、高齢者や地域住民が気軽に集い、交流を深めることにより、高齢者の閉じこもりや寝たきりを予防し、生活支援を図る。

- (1) モデルサロン2ヶ所を設置予定

3-3 ふれあい給食サービス

食事の提供を手段とし、地域ボランティアとのふれあいを通じ独居等高齢者の孤立を防ぐ。また、年末は、歳末募金を財源とした特別食(年越し蕎麦)の配布や必要に応じ試食会を実施し担い手や対象者増を図る。

平成23年度も、300円で提供し、利用者の増進を図る。

- (1) 対象者：70歳以上の独居もしくは高齢者夫婦世帯
- (2) 実施者：地区社協又は町内会(自治会)の役員、ボランティア、民生委員等
- (3) 回数：月2回を上限
- (4) 方法：対象者宅へお弁当を配る配食又は会館等での会食

(5) 負担金：1回 300 円

(6) 食 事：市内業者のお弁当 1食 600 円

3-4 世代間交流

ふれあい給食サービス事業等、既存事業の拡充等見直しの実施及びふれあいサロン事業等と連携し、地域内世代間交流の促進を図る。

3-5 ふれあいベンチの設置

地域における住民のふれあいの場の提供を目的に、公園、緑地等にベンチを設置する。設置するベンチはリサイクルプラザの協力により製作を進める。

(1) 平成 23 年度設置目標 5 基

3-6 地域福祉コーディネーター養成研修

地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、行政や民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切で、地域における福祉課題やニーズを発見、並びに受け止め、地域の資源(情報・人・場所など)につないでいく役割を担う人材が重要となります。こうした人材を「地域福祉コーディネーター」と総称し、継続して、その普及育成等に取り組む。

これまで、地域福祉の重要性、振込め詐欺や介護予防事業など地域生活に密接した課題をとりあげ事業を実施してきた経緯を踏まえ、平成 23 年度の研修会においては、地域課題や世相とリンクしたテーマを設定する。また、対象をこれまでの民生委員及び地区社協役員から拡大し、関連事業に結びつく人材育成に焦点を絞った研修会を実施する。

3-7 地域福祉サポーターの養成

要援護者の日常の見守り、暮らしのお手伝いなどを行う地域福祉サポーターを広く市民によびかけ、その養成につとめます。

3-8 地区社協活動の推進

地区社協活動支援を目的に、各地区社協に対し運営費・事業費を助成する。

また、情報共有を目的とした連絡会議及び地域づくりについて、研修会を開催し地域づくりの実践について理解を深め、地区社協活動の活性化を図る。

さらに、未組織化地区単位町内会福祉部の活動を助成し組織化への働きかけに努める。

- (1) 地区社協助成金年額：1 地区 運営費 20,000 円
地域福祉活動助成金 50,000 円
- (2) 地区社協連絡会議 : 年 1 回
- (3) 地区社協研修会 : 年 1 回(3 月実施)
- (4) 単位町内会地域福祉活動助成金 20,000 円

3-9 地区社協活動事例集の発行

今後の地区社協活動等に必要な情報源として、石狩市内地区社協活動や他市町村で実施されている先駆的な地域活動事例集を作成する。

3-10 市民生委員・児童委員連合協議会との協働

地域福祉の最前線に位置しその推進役である、民生委員・児童委員と協力し車の両輪として地域福祉推進につとめる。

3-11 ふれあい広場いしかり

インクルージョンの定着をめざし、石狩市総合保健福祉センターにおいて、7 月にふれあい広場いしかりを開催する。

ステージ催し、抽選会、市内福祉団体等による販売コーナーの設置、ふれあいを目的としたビアホールの開催等多くの参加者が集い、ふれあうことができるイベントとする。

開催にあたっては、社協役員・評議員、民生委員、地区社協関係者、ボランティア等で組織する実行委員会形式を採用し、各担当小委員会に分かれ、内容を協議し開催に向けて取り組む。

(平成 22 年度は、3,100 名参加)

3-12 社会福祉大会

石狩市民が地域福祉について考える場として毎年 11 月に社会福祉大会(福祉講演会)を開催している。式典においてはこれまで社協活動に貢献された方の表彰及び多額の寄付等に対する感謝状の贈呈式を実施する。

- (1) 表彰 基準日 10 月 1 日
役員・評議員・委員会委員の在任期間が 6 年以上
- (2) 感謝 基準日 10 月 1 日
経済的援助：寄付(物品等時価)が 1 件または継続し 5 万円以上、もしくは 10 年以上継続
労力的援助：社協活動への協力(個人 5 年・団体 10 年以上)

3-13 障がい者関係団体連絡会議・障がい者週間記念事業の開催協力

障がいの種別を越えた団体間の情報交換により、認識の共有、連携強化を図ることを目的に「障がい者関係団体連絡会議」を開催する。

また、団体活動のPRを目的に石狩市総合保健福祉センターロビーでの作品展や交流事業を実施する。

- (1) 障がい者団体連絡会議：市内障がい者関係団体（知的・身体・視覚・聴力等）による情報交換を実施
記念事業の内容について協議し実施に向けて取り進める
- (2) 障がい者週間記念事業：福祉大会での展示(出店)の実施
12月に作品展と「交流もちつき大会」の実施

3-14 地域福祉協力店舗の設置

福祉の原点である「助け合いの心」を振り返り、一人ひとりの思いや力の積み重ねが多くの人を助けることにつながることを根底に、小さな心づかいで福祉を考えてもらう動機づけの一つとして市内店舗等に募金箱を設置し、この募金を福祉活動事業費として活用する。

- (1) 募金箱・啓発用ポスター・のぼり 200セット制作予定
- (2) 平成23年度設置目標 40店舗

3-15 福祉団体フリーマーケットの参加

地域福祉事業の財源確保を目的に定期的な地域福祉フリーマーケット(仮称)の開催を目指し、平成23年度は、事業を継続していくためにも、関係福祉団体等への呼びかけを行い、市内で実施されるフリーマーケットへの参加に努める。

「誰もが一つのボランティア活動を目指して」

4. ボランティア活動事業

4-1 ボランティアセンター運営

ボランティアコーディネーターを配置・養成し、ボランティア登録者の各種研修会参加の働きかけにより、ボランティア登録者のスキルアップ及びボランティアセンターの充実を図る。

4-2 ボランティア情報の提供

ボランティア情報の発信を目的に、ボランティアニーズ等を掲載した『愉快的仲間』を月1回発行し、ボランティア活動参加の働きかけを行う。

4-3 福祉とボランティア入門教室の開催

市内小中学校等との連携のもと、福祉やボランティアをより身近なものとするを目的に、児童や生徒を対象とし、学校に出向いた体験教室の開催に努める。

4-4 ボランティア活動指定校の助成

石狩市内小中学校及び高校に対し、ボランティア活動指定校助成希望調査を実施し、活動を行う学校に対しその活動費用の一部を助成する。

- (1) 1校あたりの助成金額(年額) 児童生徒数に応じ上限 40,000 円

4-5 福祉教育の推進

各小中学校、教育委員会に情報提供・共有し福祉教育の拡充に努める。

4-6 ボランティアスクール

ボランティア活動に係る基本姿勢や基礎知識及びスキル向上を目的に、入門的講習会を実施。受講をきっかけにボランティア登録促進を図る。

4-7 シニアボランティア講習会

シニア世代を対象とした講習会を実施しボランティア人材の拡充を図る。

4-8 2級訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修

現在、福祉施設等就労する際、最低保有しておきたい道の認可資格で、その福祉事業の担い手となる有資格者(2級訪問介護員)の養成を目的とし、研修事業を実施する。

- (1) 内 容：通信制・実技指導は石狩市総合保健福祉センターで実施
- (2) 対 象：原則石狩市民
- (3) 周 知：社協広報、ホームページ、週刊スポット(市内配布)
- (4) 受講料：1名 54,000 円
- (5) その他：教育訓練給付金対象事業

4-9 災害ボランティアコーディネーター関連事業

地震等災害発生時、社協内に「災害ボランティアセンター」を設置し、全国から駆けつけた多種多様なボランティアを効果的かつ迅速・円滑に活動できるように調整を行う。

この調整役となる「災害ボランティアコーディネーター」の養成を目的に講習会等を実施する。

- (1) 講習会の開催：災害時事例の講義・机上訓練
- (2) 炊出し訓練の実施：平成 23 年度は、イベント時等利用し実施

4-10 ボランティアグループの育成

各福祉事業で活躍するボランティア活動の継続を目的に、ボランティアグループへの参加の呼びかけや新たなグループの立ち上げを支援する。

また、ボランティア連絡協議会に対し助成を行い、石狩市におけるボランティア活動のすそを広げる。

- (1) ボランティア連絡協議会助成
- (2) 厚田、浜益区におけるボランティアグループの育成強化

4-11 声のお便り

市内在住の視覚障がい者に対し石狩市広報等を朗読したカセットテープの無償貸出を実施する。録音は石狩市朗読ボランティアの会が行い、社協は送付作業と運営助成を行う。

- (1) 石狩市朗読ボランティアの会運営助成
- (2) カセットテープ以外のメディア対応を目指す

4-12 ボランティア指定校事例集の発行

ボランティア指定校の活動事例集を発行し、ボランティア指定校の拡充並びにその活動のPRを図る。

- (1) 平成23年度事業報告により活動内容を選定
- (2) 地域福祉事業における地域活動事例集と連携し実施

4-13 高齢者疑似体験教室の開催

ボランティア育成を目的に、高齢者疑似体験セットの体験教室の実施に努める。

- (1) ふれあいサロン事業やふれあい給食サービス(会食)と連携
- (2) ボランティア入門教室と連携

4-14 ボランティア育成計画の策定

既存事業の見直しを実施し、事業の連携を意識し、効果的なボランティア活動事業を推進するため、石狩市地域福祉りんくるプラン計画期間内におけるボランティア育成計画の策定を進める。

- (1) 平成23年4月～計画事業の実施

「効果的な計画の評価実施を目指して」

5. 調査・研究事業

5-1 地域福祉計画りんくるプラン評価システムの構築

事業等の評価及び進捗状況の確認を効果的に行えるシステムづくりに努める。

- (1) 計画評価に関する要綱並びに様式の整備
- (2) 計画評価会議（仮称）の実施

5-2 地域事業メニューの情報収集・研修

ふれあいサロン及びふれあい給食サービス（会食会）等において実施できる頭脳スポーツ等継続的なメニューの情報収集に努める。

5-4 効果的な情報発信手段の調査

社協実施事業や地域で行われる交流事業等の情報発信をタイムリーに、そして効果的に実施できる手段の調査に努める。

「気軽に足を運べる相談窓口を目指して」

6. 心配ごと相談事業

6-1 住民よろず相談所の設置

地域の困りごとから、専門相談窓口への架け橋として、民生委員の協力を得て「住民よろず相談所」を設置する。

また、気軽に相談できる体制を目的に、電話相談を実施する。

- (1) 相談員：民生委員
- (2) 開設・毎週木曜日 石狩市総合保健福祉センター
第三木曜日 社協厚田支所（厚田保健センター）
社協浜益支所（高齢者生活福祉センター）

6-2 よろず相談員研修会の開催

多種多様化する相談ニーズに対応するため、時代背景に沿った具体的なテーマ（振込め詐欺問題等）を設定し相談員のスキルアップにつながる研修会を実施する。

「きめ細やかな生活支援活動を目指して」

7. 在宅福祉サービス事業

7-1 重度身体障害者訪問入浴サービス（石狩市受託）

家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、入浴サービスの提供により、健康と保健衛生の向上を目的とした「石狩市重度身体障害者訪問入浴サービス」を受託する。

- (1) サービス提供事業者 三井ヘルスサービス(株)
(有)アルファヘルプサービス

7-2 訪問サービス（石狩市受託）

独居高齢者が安心して日常生活を営めることができるよう、週3回乳酸菌飲料を配布しながら高齢者宅を訪問し、安否確認を実施し、高齢者等の事故防止を目的とした「石狩市訪問サービス」を受託する。

- (1) サービス提供実施者 札幌ヤクルト販売(株)
- (2) サービス提供地域 旧石狩市地区

7-3 食の自立支援サービス（石狩市受託）

調理、栄養管理が困難な、独居高齢者、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、食事サービスの提供(配食)により、安否の確認や健康な食生活が営めることを目的とした「石狩市配食サービス事業」を受託する。

- (1) サービス提供実施者 (株)日総

7-4 寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス（石狩市受託）

在宅の寝たきり高齢者等の快適な生活環境の提供を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス」を受託する。

- (1) サービス提供実施者 (有)なぎさりファイナリー

7-5 寝たきり高齢者等理容サービス（石狩市受託）

在宅の寝たきり高齢者等の清潔の保持を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等理容サービス事業」を受託する。

- (1) サービス提供実施者 市内理容業者・花川美容分会

7-6 福祉機器等の貸与

在宅福祉や地域福祉活動の側面的支援を目的とし、各種福祉用具等の無償貸与を実施する。

- (1) 車いす
- (2) 高齢者疑似体験セット

(3) 行事用テント

(4) きね うす

7-7 福祉車輛の貸与

施設入所者の外泊等による送迎や、在宅高齢者の通院等に一時的に福祉車輛(車椅子対応)が必要な際に、実費負担(燃料代)による福祉車輛の貸与を実施する。

- (1) 貸出対象車輛 ダイハツムーヴ (福祉車輛)
 トヨタライトエースノア (福祉車輛)
 ホンダステップワゴン

「笑顔で行き交う活動拠点施設を目指して」

8. 石狩市総合保健福祉センター管理運営事業

8-1 石狩市総合保健福祉センター管理運営

石狩市総合保健福祉センターの指定管理者(平成21年から平成24年)として、多くの方が気持ち良く利用できる施設運営を実施する。

- (1) 管理方針の作成
(2) 利用者対応の強化(接遇強化)
(3) 環境面への配慮(節電・節水)
(4) ふれあいロビーの有効活用(展示会・演奏会)

8-2 会議室等の稼働率向上

会議室の稼働率向上を目指し、会議室の環境整備や企業等へのPRに勤める。

- (1) 社協ホームページ、広報誌によるPR
(2) 会議室の適時清掃(机・椅子・カーペット)
(3) 机、椅子等数量の定期的確認

8-3 ふれあい喫茶の開設

施設サービスの一環として、ロビーでの休憩や、会議等へコーヒーやジュースを提供するふれあい喫茶を開設する。

ふれあい喫茶の運営は、石狩市ボランティア連絡協議会の協力を得、施設総合案内の機能も担う。また、市内障がい者関係事業所・団体が手がけた製品を販売する「福祉の店」を開設する。

「健康で楽しい生活支援を目指して」

9. 花川北憩の家事業

9-1 石狩市花川北憩の家管理運営

60歳以上の石狩市民がいつでも気軽に利用できる施設としての機能を果たすため、石狩市高齢者生きがい福祉施設「花川北憩の家」の管理運営を実施する。

9-2 高齢者生きがいづくり対策事業（石狩市受託）

高齢者の健康づくりや新たな趣味づくりにより、健やかな生活が営めるよう事業を実施する。年間参加者の募集は石狩市広報誌にて実施する。

- (1) りんくる陶芸教室（60歳以上）
- (2) 寿ふれあい農園（65歳以上：樽川・花畔2箇所設置）

「その人らしい生活の場としての施設運営を目指して」

10. 特別養護老人ホーム事業

10-1 “石狩市特別養護老人ホーム はまますあいどまり” 施設概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田 93-17
- (2) 種別：地域密着型老人福祉施設
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (3) 定員：20名（短期入所3名）

10-2 施設運営方針

- (1) 施設サービス計画に基づき、在宅復帰を念頭において、入浴・排泄・食事の介助・相談及び援助社会生活上の便宜供与、その他の生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者各自が有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目的に支援を実施する。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施する。
- (3) 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努める。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努める。

10-3 事業内容

- (1) 入浴（週2回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- (2) 食事（朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：18時）
- (3) 排泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- (4) 金銭管理（希望により実施）管理料1日当たり50円
- (5) 機能訓練（個別及び集団訓練の実施）
- (6) 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- (7) 嘱託医師（浜益国保診療所）
- (8) 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- (9) 協力医院（恵愛会茨戸病院・浜益国保診療所）
- (10) 理美容（月1回実施）自己負担額1,000円

10-4 年間施設行事

季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努める。

「安心して生活が営める家族のような支援を目指して」

11. 認知症高齢者グループホーム“はまますなごみ”

11-1 “石狩市認知症高齢者グループホーム はまますなごみ” 施設概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田 93-17
- (2) 種別：認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- (3) 定員：7名

11-2 施設運営方針

- (1) 認知症に伴う症状を職員が理解し、その方らしく、自由にゆったりと過ごしていただけるよう、また、利用者の方々がお互いに助け合い、可能な限り自立生活に向けた支援を実施する。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施する。
- (3) 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努める。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努める。

11-3 事業内容

- (1) 入浴（週2回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- (2) 食事（朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：18時）
- (3) 排泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- (4) 金銭管理（希望により実施）管理料1日当たり50円
- (5) 機能訓練（定期的な集団訓練の実施）
- (6) 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- (7) 嘱託医師（浜益国保診療所）
- (8) 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- (9) 協力医院（恵愛会茨戸病院・浜益国保診療所）
- (10) 理美容（月1回実施）自己負担額1,000円

11-4 年間施設行事

季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努める。

夏祭り等大きな行事は、特養部門と合同し効率的に進める。

「心のこもったサービスの提供を目指して」

12. 老人デイサービスセンター事業

12-1 “石狩市花川北老人デイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目
- (2) 種別：通所介護・介護予防通所介護
- (3) 定員：35名

12-2 “石狩市花川南老人デイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川南5条3丁目109
- (2) 種別：通所介護・介護予防通所介護
認知症専用通所介護・介護予防認知症専用通所介護
- (3) 定員：通所介護30名・認知症専用12名

12-3 “石狩市はまますデイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区浜益2番地4
- (2) 種別：通所介護・介護予防通所介護
- (3) 定員：15名

12-4 事業所運営方針

- (1) 利用者は、「お客様であり人生の師である」と考えて来て頂いた感謝の念を表す。
- (2) 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努める。
- (3) サービスは、量的より資質向上を優先する。
- (4) 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじる。
- (5) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努める。

12-5 事業内容

- (1) 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- (2) 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- (3) 入浴サービスの実施（花川北・南デイは特殊浴槽対応可）
- (4) 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- (5) 日常動作訓練、レクリエーションの実施
- (6) 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- (7) 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- (8) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

12-6 年間行事

- (1) 全員参加型の体操後、利用者選択式の運動レクリエーション、手工芸を中心とし、また季節感のある外出レクリエーション（散歩、公園散策等）、楽しみながら身体機能の低下を防止できるようなプログラムを提供していく。更に積極的にボランティアグループ等の協力をお願いしながらデイサービス以外の対人関係作りの場も提供する。
- (2) 個別機能訓練に関しては各職員が協力のもと、作成した個別機能訓練計画に基づいて利用者一人ひとりに合った機能訓練を実施し評価していく。また本人、家族、担当ケアマネージャーへ個別機能訓練計画を配布していく。
- (3) デイサービス開所日以外で利用者と家族による日帰り行事や講師を招き介護者教室を実施し在宅生活を送っていくうえで困っている事等について意見交換の場となる家族介護者教室を実施する。

「地域と家庭をつなぐサービス提供を目指して」

1 3．訪問介護事業

1 3－1 “訪問介護事業所 はまます” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区浜益2番地4
- (2) 種 別：訪問介護・介護予防訪問介護（身体介護・生活援助）

1 3－2 事業所運営方針

- (1) 浜益区をサービス提供エリアとする唯一の訪問介護事業所として地域と良好な関係のもと、地域で元気に末永く生活が営めるよう、家庭的なサービス提供に努める。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供を実施する。
- (3) 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努める。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努める。

1 3－3 事業内容

- (1) 身体介護：食事介護・入浴介助・排泄介助・清拭・部分浴
- (2) 生活援助：買物・調理・掃除・洗濯
- (3) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

「笑顔でつなぐ相互関係での支援を目指して」

1 4．居宅介護支援事業

1 4－1 “ケアプランセンター社協いしかり” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目
- (2) 種 別：居宅介護支援事業

1 4－2 事業所運営方針

- (1) 利用者や家族、関係機関との信頼関係の構築に努め、利用者や家族のニーズに沿った支援を実施する。
- (2) 一段階上の居宅介護支援事業所の運営を目指し、主任介護支援専門員を配置し、特定事業所へ向け人員配置等見直しを実施する。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努める。

14-3 事業内容

- (1) ケアプラン作成事業
- (2) 予防プラン作成事業（地域包括支援センター受託）
- (3) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

「公正・中立・正確な調査を目指して」

15. 介護認定訪問調査受託事業

15-1 “社会福祉法人石狩市社会福祉協議会”事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目
- (2) 種別：指定市町村事務受託法人

15-2 事業所運営方針

- (1) 指定市町村事務受託法人として、公正中立な事業実施に努める。
- (2) 調査対象者の状況を客観的に判断できる調査員のスキル向上をはかり、正確な調査実施に努める。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努める。

15-3 事業内容

- (1) 介護認定訪問調査事業（石狩市・その他市町村受託）

「残存機能を生かした支援の提供とサービスの質向上を目指して」

16. 石狩市花川南ふれあいデイサービスセンター

16-1 事業所概要

- (1) 名称：石狩市花川南ふれあいデイサービスセンター
- (2) 所在地：石狩市花川南5条3丁目
- (3) 種別：生活介護（障害者自立支援法：身体障害者デイ）
- (4) 定員：3名

16-2 事業所運営方針

- (1) 利用者・家族との信頼関係構築に努め、重度の障がい（肢体不自由）が有する方の在宅生活継続支援を目的に、必要とされるサービス提供を実施し、家族の介護負担軽減をはかる。
- (2) 利用者の残存機能を生かすことができるプログラムを実施し、利用者の役割を見出す支援に努める。

- (3) サービスの質向上をめざし、体制確保と定員見直しを実施する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供を実施する。
- (4) 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努める。
- (5) 自立支援法改正や基準の変更、報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努める。

16-3 事業内容

- (1) 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- (2) 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- (3) 入浴サービスの実施（特殊浴槽対応可）
- (4) 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- (5) 日常動作訓練、レクリエーションの実施
- (6) 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- (7) 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- (8) 往診の実施（嘱託医師：ふれあいクリニック医師）
- (9) 健康診断の実施（協力医療機関：医療法人ピエタ会石狩病院）
- (10) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

16-4 年間行事

- (1) 季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、利用者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努める。

「安心して生活できる住環境の提供を目指して」

17. 居住サービス施設の運営（介護保険外施設）

17-1 “石狩市高齢者生活福祉センター” 概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区2番地4
- (2) 定員：8名

17-2 “石狩市シルバーホームはまなか荘” 概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田93-17
- (2) 定員：8名

17-3 事業運営方針

- (1) 共同生活によるコミュニティの形成を図り、居宅環境において生活することの生きがいを求める施設づくりに努める。

- (2) 在宅生活において、緊急に保護が必要な方等の受入態勢を確保し地域包括支援センター等と密な情報交換のもと速やかな対応を実施する。

「世帯更生の支援を目指して」

18. 資金貸付事業

18-1 生活福祉資金貸付事業

北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談・受付窓口として、相談者のニーズや生活状況を客観的に判断し、関係機関と良好な連携を図り、最良とされる貸付資金の紹介や世帯更生につながる支援の実施を進める。

- (1) 生活福祉資金（総合支援資金等）
- (2) 臨時特例つなぎ資金

18-2 福祉金庫貸付事業

石狩市社会福祉協議会の独自事業として、低所得者に対し緊急的に生活資金が必要となった際、民生委員、石狩市との良好な連携を図り、5万円を上限に資金貸付を行い、生活意欲と福祉の向上に努める。

- (1) 生命に関わる緊急的な資金の貸付
- (2) 生命に関わる緊急的な食料の提供
- (3) 生活保護受給までのつなぎ資金の貸付
- (4) 世帯更生につながる償還指導の実施

18-3 貸付調査委員会

生活福祉資金及び福祉金庫の貸付・償還状況についての協議の場として貸付調査委員会を開催する。

- (1) 貸付・償還状況の報告
- (2) 貸付金償還免除・猶予の協議
- (3) 困難事例の協議
- (4) 道生活福祉資金への意見具申

「地域福祉の推進を目的とした共同募金会への全面支援」

19. 共同募金推進事業

19-1 共同募金会石狩市支会の事務局支援

地域福祉活動事業や市内福祉団体等の活動資源となる共同募金会の事務局支援を実施し、開かれた共同募金活動の啓発に努める。

- (1) 共同募金活動の推進（町内会・企業・学校等）
- (2) 募金集計・配分申請取りまとめ
- (3) 北海道共同募金会への報告
- (4) 理事会、評議員会及び配分委員会等会議の開催
- (5) 広報活動（社協広報誌と連動）
- (6) 歳末たすけあい募金運動の協力
- (7) 災害見舞金の交付事業の実施

「福祉増進の赤十字運動への全面支援」

20. 日本赤十字社北海道支部石狩市地区支援事業

20-1 日本赤十字社北海道支部石狩市地区の事務局支援

石狩市における災害等を想定した日赤事務局の支援を実施し、総合的な福祉増進につながる赤十字活動の啓発に努める。

- (1) 赤十字運動を支える社費の拡充
- (2) 地域や家庭に役立つ救急法等講習会の開催
- (3) 住宅火災における災害物資配分の実施

「サービスの向上と地域に根ざした施設運営を目指して」

21. 浜益温泉（石狩市浜益保養センター）管理運営

21-1 より良い温泉施設づくりに向けた取り組み

お客様に気持ち良く利用いただくことを目標に、ハード面の整備を進める。

- (1) 売店コーナー設置に向けての取り組み
- (2) 休憩和室の畳替え
- (3) 休憩スペースの充実（雑誌配備等）
- (4) 洗い場椅子の交換
- (5) 清潔な環境づくり（清掃の徹底）
- (6) 石狩市と連携し計画的な修繕の実施

21-2 サービス面の強化に向けた取り組み

お客様に対しまた来たいと思っただけの満足感を持っていただくことを目標に、ソフト面の強化を進める。

- (1) 接遇の強化（従業員の資質向上・意識改革）
- (2) 軽食コーナーメニューの見直し・開発（季節感・団体向け）

2 1 - 3 効果的な営業・企画・広報活動

地域資源、立地状況を捉え、効率的かつ効果が期待できる営業・企画・広報活動を進める。

- (1) 地域利用の増進（冬期間割引・ポイントカード）
- (2) 地場産品販売（果樹組合）
- (3) 周辺業者と連携した新たな利用価値の開発（道民の森・岩尾温泉）
- (4) 地域文化の紹介（展示会開催）
- (5) 団体客獲得に向けた営業活動の促進
- (6) 認知度向上に向けた広報活動の促進（マスコミ等活用）
- (7) 社協ホームページによるリアルタイムな情報発信

2 2. その他事業

2 2 - 1 被災世帯見舞金の交付

石狩市内における被災世帯に対し、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会災害見舞規程により見舞金の交付を実施する。

- (1) 対 象：石狩市社会福祉協議会会員
- (2) 範 囲：家屋の全焼
- (3) 見舞金：世帯あたり 20,000 円

2 2 - 2 福祉団体の協力・支援

各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援をする。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働する。

- (1) 石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局支援・協力
- (2) 石狩市高齢者クラブ連合会事務局支援・協力
- (3) 石狩市身体障害者福祉協会事務局支援・協力
- (4) 石狩市連合遺族会並びに石狩市遺族会事務局支援・協力
- (5) 厚田遺族会事務局支援・協力
- (6) 浜益遺族会事務局支援・協力
- (7) 石狩市視覚障がい者協会瞳会事務局支援・協力